

所得税の源泉徴収漏れについて

四 街 道 市

1 概要

平成 26 年 6 月に成田税務署から「源泉所得税等の見直しについて」依頼があり、全庁の取扱いを点検したところ、以下のとおり源泉徴収漏れが判明しました。このたびは、個人事業主及び市民の皆様には、不適切な事務処理により、大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

2 徴収漏れの金額・件数等

- ・ 所得税源泉徴収不足額 774,198 円
対象者：弁護士等 5 個人事業主
対象支払件数：69 件
- ・ 点検対象期間 平成 22 年 1 月～平成 26 年 9 月

3 要因

- ・ 弁護士等に対する委託料について、源泉徴収を行う必要がないと誤認していたことによるものです。

4 今後の対応

- ・ 点検結果を 9 月 30 日付けで成田税務署に報告するとともに、源泉徴収不足額を速やかに納付します。また、延滞税、不納付加算税は税額が確定され次第、速やかに納付します。
- ・ 源泉徴収不足があった個人事業主に対し、経緯を説明するとともに、源泉徴収すべきであった所要額について本市への返還を依頼します。

5 再発防止

- ・ 適正な事務処理に関する通知の発出、庁議報告等により、適正な源泉徴収事務について再度周知徹底し、事務処理の適正化を図ってまいります。

6 問い合わせ

- ・ 四街道市 会計課 電話 043-421-6151